

住まいるアルファ Light（機関保証制度）

利用に関する了承事項

1. （機関保証の期間について）

住宅賃貸借契約期間中は機関保証を終了することができません。

※契約者変更に伴い、新たに機関保証の審査を受けたにも関わらず審査に通らない場合を除く。

2. （契約者の変更について）

死亡その他正当な理由により、契約者の変更を行う場合、変更後の契約者名で機関保証を申し込む必要があります。（初回手数料は不要です。）

その際、機関保証の審査に通らない場合、機関保証を継続できなくなりますので、キャッシュバック受給期間中であっても、直近の交付時期を最後にキャッシュバックの支払いを即時打ち切りといたします。

3. （住宅敷金について）

機関保証を継続できなくなった場合、住宅の敷金（契約家賃の1か月）を納めていただきます。

4. （特定優良賃貸住宅の認定期間終了時の扱い）

特定優良賃貸住宅の認定期間終了時において、新管理会社が現在の保証契約を継続しない場合には、住宅の敷金（契約家賃の3か月分）を納めていただきます。

又、保証人を1名立てて頂く必要があります。

※ なお認定期間の終了前後を問わず、解約時に既に入金している敷金を上回る補修費等が発生した場合は、その差額を別途徴収させていただきますので、念のため申し添えます。

上記の了承事項について説明を受け、了承致しました。本件について、異議申し立て致しません。

年 月 日

< 契約者 >

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住宅名 _____ 号室